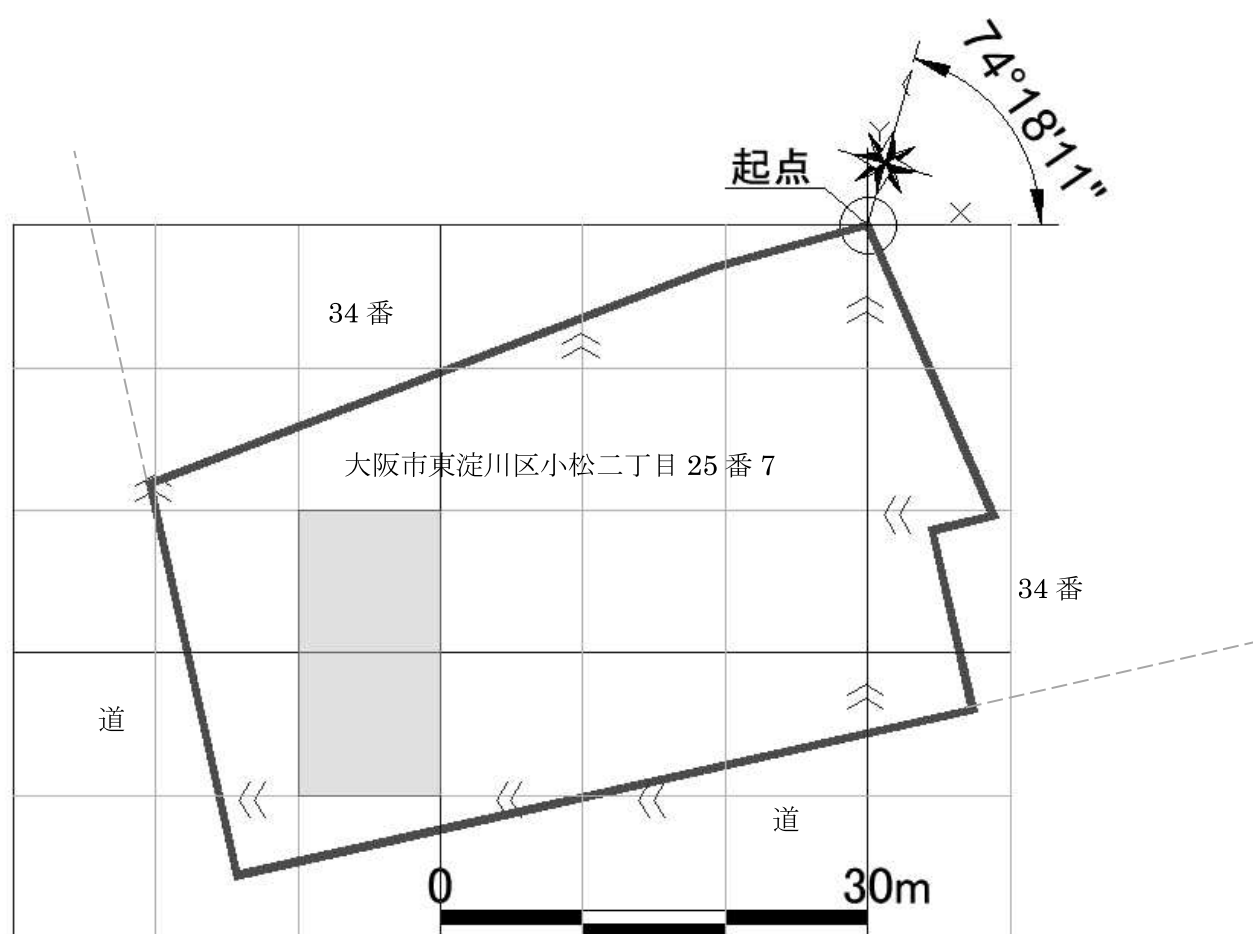




□ : 対象地    — : 30m 格子    — : 10m 格子    ≪ : 単位区画の統合  
 ■ : 形質変更時要届出区域  
 --- : 筆境界

- ・ 対象地（東淀川区小松二丁目 25 番 7）の最北端を起点とした。
- ・ 起点から東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線を、起点を支点として右回りに 74° 18' 11" 回転させて、対象地内のそれぞれの線で囲まれる範囲を単位区画とした。